

三松会活動内容の詳細

広域にわたり当会との関係が保持できる理由

全て三松会にて執り行います

在宅

当会は貧困層及び生活困窮者において亡くなった後の心配の相談、心のケア、支援をおこなっております。

施設入所

当会はボランティアにて後見人事業・身元引き受けなどを行っている為、生活保護受給者、貧困層及び生活困窮者など費用面にて心配している方など支援センター等と協働して安心してサポートすることができる。

諸問題

在宅の方が施設入所などにおいて発生した位牌等の預かりなど、どなたもない場合は当会が預かり供養致しております。

緊急時の身元引き受け。

生活保護受給者、貧困層及び生活困窮者において親族等がおらず、または拒否などにより独居になった方など病院等において緊急の同意および身元引き受けなどの場合迅速に対応することができます。



親族等誰も居ない場合は病院代等諸々の支払い代行、必要品の手配など出来る範囲でカバーします。

退院施設入所

親族等が全く居ない場合・協力が得られない場合は身元引き受けなど関係者と協議して対応します。

独居の方が体の部位の壊死において発生したお骨の火葬代行、及び預かりも病院入院中あるいは施設入所中もさせていただいております。

死亡



親族が拒否など等にてどなたもない場合はあらかじめ必要事項 記入表を三松会にお送りしていただき、病院等にあらかじめ三松会を利用する旨伝えておくことにより土日祝日などにて死亡者が発生しても三松会が諸手続きなどは遺族にかわって代行します。

搬送

霊柩車を所有していますので24時間体制にて病院・自宅等までお迎えに行きます。親族が身元引き取りを拒否、並びに親族等が遠方ですぐ来れない、連絡がとれない方など適宜に対応することができる。



遺体安置

遺体安置保冷庫を所有しておりますので親族等が拒否等し安置する場所がない、またはお金が無く葬儀が上げられない。親族等はいるが行方不明などで連絡がとれないなど諸々の場合、問題が解決するまで三松会にて御遺体を安置保管いたします。

諸手続

火葬手続きなど諸手続は一切三松会が代行します。

親族が拒否した場合など、どなたも居ない場合など火葬手続きから年金関係書類など諸々の手続きまで出来る範囲でカバーします。

三松会では通夜葬儀・告別式を行わずに火葬する事はありません。

当会ではどのような事情のある方でも等しく供養してあげたいとの理念から生活保護受給者、貧困層及び生活困窮者においても、お葬式は上げたいが費用がないなどでお悩みの方々の希望にこたえ、必ず葬祭を施行させていただいております。

葬儀・告別式

当会は理事長が僧侶であり、また寺院が協力していただくことによって生活保護受給者が亡くなって親族の方が全く居らっしゃら無い、又は親族の方が御遺体の引き取り等を拒否なさった場合でも葬祭扶助適用範囲内において必ずお葬式を執り行い火葬させて頂いております。

三松会では葬儀会館を所有しておりますので、親族等が拒否しどなたもない方でも生前携わった関係者と共に、全く身寄りの無い方でもスタッフが遺族になりかわり会館にて必ずお葬式を執り行っております。

諸問題

生活保護受給者において、親族等が全く居ない場合などは葬祭扶助の範囲内にて墓地埋葬に至るまで全て執り行います。

- *生活保護受給者の死後において葬祭扶助が適用されなくても、その範囲相当な費用において葬祭の施行、葬儀読経の執行までをさせていただきます。
- *生活保護申請中などに死亡し親族等が全く居なく葬祭費が捻出できない方は、所持金内及び健康保険証返還による葬祭費にて葬祭の施行、葬儀から共同墓地埋葬にいたるまでカバー致します。
- *親族が拒否などし、どなたもない方でも必ずお葬式を執り行うことにより、生前携わった関係者などのお焼香をしたいとの希望をかなえる事ができ、かつ共同墓地を所有することから墓地埋葬まで至り安心を提供することができます。
- *菩提寺の有る方の御葬儀に関しましては菩提寺御住職様にお葬式をお願いし、三松会は葬祭のお手伝いをさせて頂いております。またそのような場合において親族等が居ない場合においても三松会スタッフが遺族親族を代行し菩提寺の墓地埋葬に至るまでをさせて頂いております。

火葬

行旅死亡人など身元不明、氏名不詳者が亡くなった場合、警察までの遺体引き取り火葬終了後においても官報公告終了後も当分の間、納骨堂において遺骨を保管管理することが出来ます。



三松会にて施行した方の自宅に親族の遺骨を安置されたままお亡くなりになられる方が希にあります。その場合問題が解決するまで御遺骨を引き取ります。



工事現場などで発掘された遺骨など諸々の状況において発生した引き取り手の無い御遺骨なども関係者と協議のうえ問題が解決するまで預かることもいたします。

遺骨保管

納骨堂

納骨堂があり、三松会にてご葬儀をされた親族が居らっしゃら無い方の御遺骨、親族が拒否された方の御遺骨、諸々の事情・状況などにより御遺骨を火葬後に安置する場所が無い方の御遺骨、親族が遠方または体調不良にてすぐの引き取りが出来ない方の御遺骨に関しましては問題が解決するまで御遺骨は安置・保管いたします。

諸問題

納骨堂があることから三松会にてご葬儀をされた生活保護受給者、貧困層及び生活困窮者において死後遺族が若年の場合、将来自立、社会にでるまでの間、遺骨を預かることができます。

三松会にてご葬儀をされた故人の自宅の整理などで残った仏壇等の魂抜き、位牌の引き取りなどを無償にて執り行うことができます。

全て三松会にて執り行います

全て三松会にて執り行います

遺骨保管後

遺骨の引き取り

菩提寺がある場合など埋葬する場所がある場合はそちらの墓地へ埋葬いたします。
親族等が全く居ない場合はスタッフが親族に代わり対応いたします。

引き取り手のない御遺骨

親族の方に関わって頂けない御遺骨に関しましては納骨堂に安置後、年に2回春彼岸と秋彼岸前に戒名を授け合同供養を執り行い住職、スタッフにて共同墓地に埋葬させて頂いております。

共同墓地埋葬



共同墓地（無縁墓地ではなくどの様な方でも希望者には開放しております）を所有しており、様々な事情を持ち墓地事情にお悩みの方、または埋葬する場所がないなどでお困りの方、引き取り手の無い方などは相談の上、同意を頂き当墓地に埋葬させていただいております。（平成30年現在3500名以上の方を埋葬供養いたしておりお参りに来られる方の供えるお線香、お花の絶えない墓地になりました）

慰霊祭

共同墓地に埋葬供養された方の合同慰霊祭を年に一度5月に執り行い、親族や関係者をはじめ自治体や施設の責任者の方々に参列してもらい、心のケアをいたしております。

現在、以上の事が全て対応可能な活動法人は北関東でも特定非営利活動法人 三松会 しかなく広域においての関係が構築出来ております。

また以上のことは現在に至るまで当会があったことを基にレポートさせていただきました。

特定非営利活動法人 三松会
理事長 塚田一晃

TEL 0276-75-4732

fax 0276-49-6915

群馬県館林市高根町109